

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 77

許認可等の内容		海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所の設置の許可
根拠法令及び条項		神奈川県海水浴場等に関する条例第9条第1項
審 査 基 準	関係条項	神奈川県事務処理の特例に関する条例第3条別表96の項
	基準 (未設定の場合は その理由)	・平成14年6月1日生衛第356号衛生部長通知
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 15日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)